

# 行政相談週間と行政相談所のご案内

毎日の暮らしの中で、例えば道路、河川、登記、年金などの役所の仕事について、苦情・困っていることがある、役所の説明や措置に納得がいかない、どこに相談してよいか分からない、といったことはありませんか？

総務省の行政相談では、国の役所等の仕事について、苦情や要望を受け付け、必要に応じ、公正・中立な立場から必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、皆様の声を行政運営の改善に役立てています。

総務省では、この行政相談について、皆様に広く知っていただくとともに、その利用を促進するため、毎年10月に「行政相談週間」を設けています。

今年の行政相談週間は、10月19日（月）から25日（日）までの一週間です。

また、総務省では、住民の皆様からのご相談をお聴きする民間有識者（ボランティア）である行政相談委員を委嘱しています。

行政相談委員は、行政相談所を開設するなどして、住民の皆様から国の行政などへの苦情や意見・要望等を受け付け、その解決のための助言や関係機関に対する通知等を行っています。

奥出雲町では、行政相談委員が次のとおり行政相談所を開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にお越しください。

## ☆ 行政相談委員による行政相談所

日	時	場所・電話番号	行政相談委員
公民館開館日	8:30～17:15	三成中央公民館 (三成445-3) 電話 0854-54-1311	立石 典夫
		横田公民館 (横田1037) 電話 0854-52-0949	安部 純生

(注) 公民館開館日であっても、行政相談委員が不在の場合などがありますので、事前に公民館にお問い合わせください。

## 行政相談に関するお問い合わせ

総務省島根行政評価事務所 行政相談課 電話：0852-21-3630

【マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります】

町民の皆様

お一人おひとりに

マイナンバー（個人番号）が記載された  
通知カードが届きます

（赤ちゃんからご高齢の方まで 住民票のある方すべてが対象です）  
\*住民票の住所へ、世帯主あてに簡易書留で郵送されます。

10月から



\*広報8月号からの続き



…難しいなあ、マイナンバー制度。結局、どうすればいいの？

## 【通知カードが届いてから…】

- ・事業所にお勤めの方は、年末調整時に、扶養される親族の方のマイナンバーを報告しなければなりません。
- ・役場などの窓口でマイナンバーを使う（申請書に記入する）ようになるのは、平成28年1月からです。
- ・「個人番号カード」を申し込むと、それを身分証明証として使うことができます。（申し込みをされると平成28年1月以降に発行します。通知カードとは別のものです。）



## 皆さんへのお願い

まずは

- ・届いた通知カードは、大切に保管してください。※再交付は手数料が発生します。
- ・自身のマイナンバーを、他人にもらさないようにお願いします。
  - ・電話でマイナンバーを尋ねられることは、事前にご自身が申請されている場合を除き、ありません。
  - ・カードに記載されているマイナンバーを勝手にコピーされることも、ありません。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

【全国コールセンター】 0570-20-0178 平日9:30～17:30 (要 通話料)

【役場総務課】 有線 31-5224 NTT 54-2505

\*マイナンバーに便乗した特殊詐欺にご注意ください。